

金額ぬき

令和 3 年度 一般会計歳出 第 2 款 9 項 4 目 12 節(1) 市会議員選挙費

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 選管事務局選挙課	担当者名 電 話	小田島 薫 671 - 3337
----------	---------	-----	------------------	-------------	---------------------

## 設 計 書

1 委 託 名 令和3年市議補選 啓発幕類等掲出企画・運営・撤去委託

2 履 行 場 所 磯子区内

3 履行期間  期間 契約決定した日 から 令和3年10月15日 まで  
又は期限  期限 まで

4 契 約 区 分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )

7 委 託 概 要 令和3年9月26日執行の横浜市議会議員磯子区補欠選挙の投票日の周知と投票参加を呼びかける幕類の掲出にあたり、掲出場所の調査、企画提案等並びに幕類の製作、設置、メンテナンス、期間後の撤去、廃棄及び設置報告書作成を行う。

8 部分払

する ( 回以内)

しない

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額  
※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

# 委託代金額

¥

---

内訳業務価格

¥

---

消費税及び地方消費税相当額

¥

---

名称	形状寸法等	<input type="checkbox"/> 確定数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
		<input checked="" type="checkbox"/> 概算数量				
企画・現場調査費		( 7 )	か所			
資料等作成費		( 7 )	か所			
製作費(横断幕)	仕様書のとおり	( 5 )	枚			
製作費(懸垂幕)	仕様書のとおり	( 1 )	枚			
製作費(三角柱シール)	仕様書のとおり	( 2 )	枚			
設置・納品	仕様書のとおり	( 7 )	か所			
メンテナンス		( 7 )	か所			
撤去・廃棄費		( 7 )	か所			
営業管理費		( 1 )	式			
報告書作成費		( 7 )	か所			
小計						
消費税						
合計						

# 仕 様 書

## 1 目的

令和3年9月26日執行の横浜市議会議員磯子区補欠選挙の投票日の周知と投票参加を呼びかける幕類の掲出にあたり、掲出場所の調査、企画提案等並びに幕類の製作、設置、メンテナンス、期間後の撤去、廃棄及び設置報告書作成を行う。

## 2 業務概要

- (1) 設置現場調査及び掲出場所の選定
- (2) 設置計画書（管理者への掲出場所がわかる資料）の作成
- (3) （必要となった場合）道路使用許可申請書の作成・各所轄警察署への提出及び許可証の受領
- (4) （必要となった場合）道路占用許可申請書及び道路占用料減免申請書の作成・各所轄土木事務所への提出及び許可証の受領
- (5) 幕類の製作
- (6) 幕類の設置
- (7) 設置報告書（設置状況写真付）の作成、提出
- (8) 掲出期間中メンテナンス
- (9) 撤去、他団体幕類の再設置及び廃棄

## 3 業務内容

- (1) 設置現場調査及び掲出場所の選定
  - ア 令和元年参議院選挙時及び令和3年横浜市長選挙時の掲出計画書を参考に現場調査を実施し選定する。（データは市選挙管理委員会事務局選挙課（以下、市選管）より提供する。）
  - イ 選定に際しては、必ず事前に管理者へ掲出可能性の打診を行い、掲出場所、設置・撤去日時等の調整を行うこと。
  - ウ 管理者の意向等により設置場所の変更を必要とする場合がある。その際は、当初予定していた形状の幕類を設置できる場所を検討すること。
- (2) 設置計画書（管理者への掲出場所がわかる資料）の作成

提出する資料は、設置する庁舎等の名前、取り付ける物（幕の種別・サイズ・仕様）、前回設置状況写真と今回設置希望場所写真（設置予想状態）、設置場所の地図等に掲出場所を明記し、1部を各々の設置施設管理者に提出すること。また、市選管に計画書を冊子1部及びデータを提出すること。
- (3) （必要となった場合）道路使用許可申請書の作成・各所轄警察署への提出及び許可証の受領
  - ア 掲出場所の選定の結果、道路使用許可申請書の作成が必要となる場所へ設置することとなった場合は、様式に必要項目を記入し、市選管に提出し、公印を押印した書類を受領のうえ、各所轄警察署へ提出すること。
  - イ 警察署から受領した許可証は、市選管に提出すること。

(4) (必要となった場合) 道路占用許可申請書及び道路占用料減免申請書の作成・各所轄土木事務所への提出及び許可証の受領

ア 掲出場所の選定の結果、道路占用許可申請書及び道路占用料減免申請書の作成が必要となる場所へ設置することとなった場合は、様式に必要項目を記入し、市選管に提出し、公印を押印した書類を受領のうえ、各所轄土木事務所へ提出すること。

イ 土木事務所から受領した許可証は、市選管に提出すること。

(5) 幕類の製作

幕類は、代表的な大きさのデータを契約決定後速やかに市選管より提供する(Adobe IllustratorCS5.1で動作するai形式(アウトライン済))。

なお、提供するデータサイズは「8 その他(5)」のとおりとする。その他の大きさは適宜調整し製作すること。また、データ中にあるキャラクターのデザインデータについては、上下左右の比率を変更しないこと。

(6) 幕類の設置

ア すべての設置は令和3年9月17日(金)(告示日)～令和3年9月19日(日)までに行う。

※基本的には令和3年9月17日(金)(告示日)に設置するものとし、幕類の作製状況や管理者の意向等により設置場所を変更するなどして告示日の設置が難しくなった場合には、令和3年9月19日(日)までの間に設置する。

イ 強風に直接あおられる事が予想される場所は、風抜きを入れるなどの対策を講じること。

ウ 設置の際、取り付けた紐が擦れること等により傷がつかないように、柱等に設置する際は紐と柱の間にクッション材を挟む等の対応を行うこと。

エ 歩行者等の手が届く場所に掲出する場合は、特に、複数箇所をロープなどでしっかり固定すること。

オ 他の車両や通行人の妨げにならないよう安全に十分配慮して作業を行うこと。

カ 他団体の幕類等を期間中撤去・移設して市選管の幕類等を設置する場合は、撤去した他団体の幕類等を期間中保管し、市選管の幕類等を撤去する際に元のとおりに設置しなおすこと。

(7) 設置報告書(設置状況写真付)の作成、提出

各設置場所について、設置状況がわかるよう写真撮影したものをとりまとめ、冊子及びデータとして作成し、市選管へそれぞれ提出すること。

(8) 掲出期間中メンテナンス

ア 設置後の不都合による移設、幕類の破損についての予備作成等の対応を含む。

イ 幕類が破損し、修復不能の場合は、同サイズの幕類を作製し、再設置すること。

ウ 土・日・祝日に関わらず即対応できる体制を取っておくこと。また、連絡先等を市選管へ提出すること。

エ 掲出期間中週1回及び荒天の日があった場合はその翌日までに全設置箇所の巡回、点検、メンテナンスを実施すること。

(9) 撤去、他団体幕類の再設置及び廃棄

- ア 撤去は投票日当日の 20 時以降から翌日にかけて行うこと。あらかじめ掲出場所の担当者  
と日程を調整し、スケジュールを市選管に提出すること。
- イ 他団体等の幕類等を撤去等して選管の幕類を設置していた場合には、撤去等した他団体の  
幕類を元の通りに設置しなおすこと。
- ウ 他の車両や通行人の妨げにならないよう安全に十分配慮して作業を行うこと。
- エ 全設置箇所撤去が終了した旨、市選管に報告すること。
- オ 撤去した幕類は廃棄すること。

上記業務はすべての設置箇所単位で対応すること。そのため、管理者の意向等により設置場所  
の変更が生じた場合にも、同一箇所内での移動の場合は新規扱いとはならない。

## 5 掲出数量（概数）

幕類 6 枚  
三角柱 2 枚

※ 掲出場所詳細は別紙一覧を参照

## 6 日程

掲出開始日は令和 3 年 9 月 17 日（金）（告示日）を基本とする。

契約決定後	速やかに版下渡し 設置計画書・道路使用許可申請書提出（市選管あて） 道路使用許可申請書を各所轄へ提出
9 月 17 日（金）～ 9 月 19 日（日）	幕類等取付
～ 9 月 22 日（水）	撤去スケジュール表提出（市選管あて）
～ 9 月 26 日（日）	メンテナンス
9 月 26 日（日） 20 時以降	
～ 9 月 27 日（月）	撤去、市選管あて撤去連絡
～ 10 月 15 日（金）	設置結果報告書提出（市選管あて）

※ 管理者の意向等により設置場所を変更する必要がある場合には、上記スケジュールに関係なく、該当箇所の設置計画書の提出、設置を行ってもらうことがあります。

## 7 市選管への提出書類

- (1) 設置計画書（速やかに）
- (2) 撤去スケジュール（9 月 22 日（水）まで）
- (3) 設置結果報告書（現地写真含む）（10 月 15 日（金）まで）

※ (1) と (3) は、冊子にしたもの 1 部及びデータにて提出すること。

## 8 その他

- (1) 製作物は原則フルカラー。
- (2) 設置方法は、幕はひもの巻き付けによることを原則とする。
- (3) 予備分にもひもをつけて納品すること。
- (4) 提供データサイズ

No	規格	縦[mm]	横[mm]	備考
1	横断幕	900	5,000	フルカラー
2	懸垂幕	7,000	900	フルカラー
3	啓発用三角柱	2,250	600	フルカラー

- (5) その他仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、必ず横浜市選挙管理委員会に確認を行うこと。
- (6) 設置にかかる場所代も含めること。
- (7) この契約の調査・設置・メンテナンスは概算です。
- (8) この契約は、令和3年度補正予算が議決されること、または横浜市長専決処分がなされることにより、確定するものとする。

【幕類】	箇所数	枚数
行政庁舎関係	1	1
地区センター	4	4
スポーツセンター	1	1
小計(幕類)	6	6

【三角柱】	1	2
-------	---	---

総計(幕類+三角柱)	7	8
------------	---	---

【行政庁舎関係】

No	庁舎名	形状	規格 (縦[mm])	規格 (横[mm])	数量
1	磯子区役所	懸垂幕	7000	900	1
合計					1

※必要書類は特になし。  
※ハトメは上下左右4カ所ずつ。

【地区センター】

No	センター名	形状	規格 (縦[mm])	規格 (横[mm])	数量
1	磯子地区センター	横断幕	900	5000	1
2	上中里地区センター	横断幕	900	5000	1
3	根岸地区センター	横断幕	900	5000	1
4	杉田地区センター	横断幕	900	5000	1
合計					4

【スポーツセンター】

No	センター名	形状	規格 (縦[mm])	規格 (横[mm])	数量
1	磯子スポーツセンター	横断幕	900	5000	1
合計					1

※必要書類(1)各2部

【三角柱】

No	場所	規格 (縦[mm])	規格 (横[mm])	数量
1	磯子区役所	455	2250	2
合計				2